

新庄市建設工事請負契約約款における現場代理人の常駐義務緩和基準

新庄市建設工事請負契約約款第11条第3項に規定する現場代理人の常駐を要しないこととする場合について、令和7年2月1日以降、下記の基準で取り扱います。

1. 常駐義務緩和を認める場合

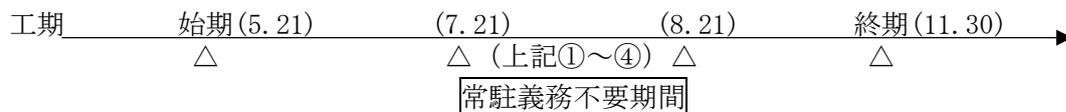
発注者が、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、発注者との連絡体制が確保されると認め、かつ、別紙「現場代理人の常駐義務不要・別件工事兼務承認申請書」により発注者の承認を受けた場合に限り、以下のとおり、現場代理人の常駐義務緩和（「常駐義務不要」及び「別件工事兼務」）を認めるものとする。

(1) 常駐義務不要要件

次の各号のいずれかに該当する場合、請負金額にかかわらず、工事現場の常駐は不要とする。ただし、別件工事との兼務は、次の(2)に該当する場合のみとする。

- ① 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間。
ただし、この場合、新庄市建設工事請負契約約款第3条に規定する工程表（別記様式第2号）において、現場着工の時期を明記している場合に限り、別紙承認申請書を省略することができる。
- ② 新庄市建設工事請負契約約款第21条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間。
- ③ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間。
- ④ 前3号に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間。

(図解【例】)



(2) 別件工事との兼務可能要件

次の①、②又は③いずれかの場合に限り、別件工事との兼務を認める。

- ① 当該工事及び別件工事の両方の工事が建設業法第26条第3項に該当しない場合（工事1件の請負金額が4,500万円未満、ただし建築一式工事にあつては9,000万円未満）は、次のアからウの全てを満たすこと。
 - ア 当該工事及び別件工事は全て、本市発注の工事であること。
 - イ 当該工事の現場代理人（主任技術者兼務の場合も含む。）が兼務できるのは、当該工事と別件工事をあわせて原則3件までとする。ただし、災害復旧に関する工事を1件含む場合は4件まで、災害復旧に関する工事を2件以上含む場合は5件まで兼務できるもの

とする。なお、この場合、別件工事において兼務できるものは、元請の現場代理人（主任技術者兼務も可）又は元請の主任技術者とする。

ウ 当該工事の現場代理人が、現場を離れる場合は、当該現場内に連絡員を置くこと。

② 当該工事及び別件工事のいずれか1つ以上の工事が建設業法第26条第3項に該当する場合（工事1件の請負金額が4,500万円以上、ただし建築一式工事にあつては9,000万円以上）は、次のアからウの全てを満たすこと。

ア 当該工事及び別件工事について、一体性若しくは連続性が認められる工事又は相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10キロメートル程度の近接した場所において施工するため、同一の主任技術者が管理することができると発注者より承認されること。なお、この場合、所管課が異なる場合は両方の発注者から承認されなければならないものとする。

イ 当該工事の現場代理人（主任技術者兼務の場合を含む。）が兼務できるのは、当該工事と別件工事をあわせて2件までとする。なお、別件工事において兼務できるものは、現場代理人（主任技術者兼務も可）又は主任技術者とする。

ウ 当該工事の現場代理人が、現場を離れる場合は、当該現場内に連絡員を置くこと。

③ 当該工事又は別件工事のいずれか1件以上の工事が建設業法第26条第3項に該当する場合（②で兼務を認める場合を除く）、次のア～クの全てを満たすこと。

ア 請負代金の額が、1億円未満（建築一式工事の場合は2億円未満）であること。

※なお工事途中において、請負代金額が1億円（建築一式工事の場合は2億円）以上となった場合には、それ以降は、技術者の兼務は認められない。

イ 建設工事の工事現場間の距離が、同一の主任技術者又は監理技術者がその一日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ工事現場において災害、事項その他の事象が発生した場合において、当該工事現場と他の工事現場との間の移動時間がおおむね2時間以内であること。なお、この場合、発注者が異なる場合は両方の発注者から承認されなければならないものとする。

ウ 当該建設業者が注文者となった下請契約から数えて、下請次数が3を超えていないこと。

エ 連絡その他必要な措置を講ずるための連絡員を置いていること。なお、当該建設工事が土木一式工事または建築一式工事の場合の連絡員は、当該建設工事に対し1年以上の実務の経験を有する者を当該工事現場に置くこと。

オ 当該工事現場の施行体制を情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。

カ 当該建設工事を請け負った建設業者が、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第17条の2第1項第5号に掲げる事項を記載した人員の配置の計画書を作成し、工事現場ごとに備え置いていること。

キ 当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。

ク 当該工事の現場代理人（主任技術者又は監理技術者兼務の場合を含む。）が兼務できるのは、当該工事と別件工事を合わせて2件までとする。なお、この場合、別件工事において兼務できるのは、現場代理人（主任技術者又は監理技術者兼務 も可）、主任技術者又は監理技術者とする。

2. 事務手続き

現場代理人を常駐しない場合及び兼務する場合は、別紙「現場代理人常駐義務不要・別件工事兼務承認申請書」を工事担当課まで提出し、承認を得ること。